News Release

2026 年 9 月 30 日

各　位

上越信用金庫

「令和８年熊本地震復興応援定期積金“くまもとエール”」の発売について

上越信用金庫（理事長　日馬直一）は、令和８年１０月１日(木)より標記商品を発売いたします。本商品は、新潟県内の９信用金庫の共同発売となっており、積み立てを通じて地域の皆様からご参加いただける復興支援型の定期積金で、募集金額の 0.25%にあたる金額を信用金庫の中央機関である信金中央金庫より被災された自治体へ寄付させていただきます。（商品内容及び愛称については各信用金庫によって異なります。）

被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

記

取扱期間	令和８年１０月１日（木）～ 令和９年３月 31 日（水）				
販売対象	個人、法人	期　間	5 年	掛込金額	1 万円以上（1 千円単位）
募集総額	10 億円　（募集総額とは、当金庫が販売する定期積金の掛金総額の合計です。）				
税　　金	・個人の利息には 20.315%(国税 15.315%、 地方税５%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。				
そ の 他	・個人の方は通帳アプリもご利用いただけます。 ・ご契約者には、寄付金のご負担はありません。 ・当金庫が販売する「令和８年熊本地震復興応援定期積金“くまもとエール”」の募集総額の 0.25%にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫より被災された自治体に寄付させていただきます。				

上越信用金庫

お問い合わせ先
上越信用金庫　営業統括部

～今、私たちにできる支援を～

令和８年熊本地震復興応援定期積金

“くまもとエール”

募集総額の0.25%にあたる金額を
信金中央金庫より被災地へ寄付させていただきます。

令和8年熊本地震

◆発生日　2026年7月28日
◆最大震度　震度7
◆震源地　熊本県熊本地方
◆災害区分　特定非常災害

熊本県は、雄大な自然や郷土の味、豊かな歴史文化に恵まれた、自然・食・伝統が調和する魅力あふれる地域です。
しかし、2026年７月に発生した熊本地震により、各地で甚大な被害が発生しました。2016年に発生した熊本地震の復興途上にあった中で、再び大きな困難に直面することとなりました。

適用金利　年1.00%

取扱期間	令和８年10月１日（木）～ 令和９年３月31日（水）				
販売対象	個人、法人	期　間	５年	掛込金額	１万円以上（１千円単位）
募集総額	10億円　（募集総額とは、当金庫が販売する定期積金の掛金総額の合計です。）				
税　金	・個人の利息には20.315%(国税15.315%、 地方税５%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。				
その他	・個人の方は通帳アプリもご利用いただけます。 ・ご契約者には、寄付金のご負担はありません。 ・当金庫が販売する「令和８年熊本地震復興応援定期積金“くまもとエール”」の募集総額の0.25%にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫より被災された自治体に寄付させていただきます。				

店頭に商品概要説明書をご用意しております。詳しくは窓口または営業担当におたずねください。

被災地の復旧・復興には、皆さまのお力添えが必要です。
皆様の温かなご支援をお待ちしております。

DX認定　上越信用金庫

令和８年度熊本地震復興応援定期積金“くまもとエール”

商 品 名（愛称）	令和８年度熊本地震復興応援定期積金 “くまもとエール”
販 売 対 象	• 法人、個人
期　　間	• ５年
預　　入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	• 払込日を定め、契約期間５年（60 回）の掛込方式とします • 個人のお客様は口座振替扱とします。 • 法人、個人事業主のお客様は口座振替扱または集金扱とします。 • 10,000 円以上 • 1,000 円単位
払 戻 方 法	• 満期日以後に一括して給付契約金を支払います
利　　息 （１） 適用金利 （２） 給付補填金の支払方法 （３） 計算方法	• 1.00% • 給付補填金は満期日以後に一括して支払います • 給付補填金は付利単位を１００円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
税　　金	• 個人の給付補填金には２０.３１５％（国税１５.３１５％、地方税５％）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません） • 法人は総合課税となります
手 数 料	―――――
商品の内容	• 令和８年熊本地震の被災地の復興を支援するために企画された商品です。 • 当金庫が販売する「令和 8 年度熊本地震復興応援定期積金“くまもとエール”」の募集総額の 0.25%にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫より被災された自治体に寄付させていただきます。 • ご契約者には寄付金のご負担はありません。 • 募集金額　10 億円 • 募集期間　令和８年 10 月１日（木）～令和９年３月 31 日（水）
中途解約時の取扱い	• 満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日の期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います
金利情報の入手方法	• 金利については窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室（９時～17 時、電話：025−543−3184）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03−3595−8588）、第二東京弁護士会（電話：03−3581−2249）並びに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（９時～17 時、電話：03−3517−5825）、関東地区しんきん相談所（９時～17 時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	• 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（１年を３６５日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます • 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します • 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本１，０００万円までとその給付補填金が保護の対象となります　（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます）

上越信用金庫